

市第 116 号議案 横浜市道路占用料条例の一部改正について

1 道路占用料条例の改正理由

- (1) 道路占用料については、固定資産税の評価替えが 3 年ごとに行われていること、また、国も 3 年ごとに道路占用料の改定を行っていることから、本市においても、3 年ごとに占用料の改定を実施しています。

国が、本年 4 月に道路占用料の改定を行ったことから、本市の地価水準の変動を反映させ、より適正な負担を求めるため、道路占用料を改定します。

- (2) 国が道路法施行令別表に定める占用物件を追加し、占用料の額を定めたことなどから、本市においても条例別表を改正し、道路法施行令別表との整合を図ります。

※ 新たに占用料を徴収する物件

- ・ 太陽光発電設備及び風力発電設備
- ・ 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

3 主な改定内容

種 別	単 位	改正前	改正後
第三種電柱(電線 6 条以上)	1 本/年	5,200 円	5,100 円
地下埋設管	1 m/年	94 円～2,700 円	92 円～2,600 円
上空通路	1 m ² /年	5,300 円	5,500 円
看板		10,600 円	11,000 円
太陽光発電設備等		—	4,400 円

4 道路占用料の改定による徴収見込額

27 年度徴収見込額は、**5,599 百万円**です。

(単位：百万円)

種 別	25 年度決算額	27 年度見込額	差引
企業占用(電気・通信・ガス)	4,559	4,515	△ 44
一般占用(看板、通路、足場等)	1,089	1,084	△ 5
計	5,648	5,599	△ 49

参考 道路占用料の算定

一般的な土地利用における賃借料に相当するもので、道路の利用によって占有者が受ける利益を占用料として徴収するという考え方から、民間における地価水準（固定資産税評価額）、地価に対する賃借料の水準等を基礎として算定を行っています。

$$\text{道路占用料} = \text{①道路価格} \times \text{②使用料率} \times \text{③修正率} \times \text{④占用面積}$$

(円/㎡) (%) (%) (㎡)

① 道路価格【本市の固定資産税評価額を基に算定】

道路価格は、直近の本市「平成 25 年度固定資産税評価額」を基に、広範に設置される物件に適用する平均地価格と、主に繁華街等の商業地に設置される物件に適用する商業地価格を算定しています。

種別	前回	今回	差引
平均地価格	112,183 円/㎡	110,288 円/㎡	▲ 1,895 円/㎡
商業地価格	314,437 円/㎡	294,527 円/㎡	▲ 19,910 円/㎡

② 使用料率【国と同じ率を適用】

土地の価格に対する賃借料の割合を示すもので、占用件数が膨大なもののうち、広範に設置される物件に適用する定額物件（平均地）、主に繁華街等の商業地に設置される物件に適用する定額物件（商業地）、及び地下街など占用件数が限られている物件に適用する定率物件に分類しています。

種別	前回	今回	差引
定額物件(平均地)	3.99%	3.99%	→ 0
定額物件(商業地)	3.36%	3.71%	↑ 0.35
定率物件	2.79%	2.79%	→ 0

③ 修正率【国と同じ率を適用】

上空や地下など道路空間の一部を使用する物件や、高架下など土地利用に制約を受ける物件について補正しています。前回から修正率に変更はありません。

④ 占用面積【国と同じ数値を適用】

国が道路占用料の算定に使用している、物件ごとの平均的な面積のことで、この数値を適用しています。前回から各占用物件の占用面積に変更はありません。